

様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書

年 月 日

新富町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 新富町 選挙
候補者氏名 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ				円	
				円	
				円	
運 転 手 の 雇 用				円	
				円	
				円	
燃 料 代				円	
				円	
				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

様式第10号の1（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

年 月 日

年 月 日執行 新富町 選挙
候補者氏名 印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2	左に掲げる場合以外の 場合
運送事業者等の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあってはそ の代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号又は車 両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が新富町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、新富町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
(2) (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、新富町に支払を請求することはできません。

様式第13号（第6条関係）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

新富町長 殿

住所（所在地）
氏名（名称） 印
（法人にあつては、その代表者の氏名も）

新富町議会議員及び新富町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 年 月 日執行 新富町 選挙
- 4 候補者の氏名

5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、新富町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2の1

請 求 内 訳 書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約
により選挙運動用自動車を使用した場合)

自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
計			円	

備考

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。